

# ガス用品・液石器具、電気用品の 性能規定化と整合規格の整備状況

平成27年5月22日  
商務流通保安グループ  
製品安全課

# ガス用品等の性能規定化の推進

- ガス事業法及び液石法のガス用品及び液化石油ガス器具等(以下「ガス用品等」という。)において、**技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目ごとに技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、ガス用品等の安全に必要な性能を定めた性能規定とするための見直しを平成27年度中に実施予定。**
- この見直しによって、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できることとなる。

## 1. 技術基準の性能規定化

- 現行技術基準が求める安全性能を整理し、ガス用品等の安全確保に不可欠な技術的事項を整理。
- 技術基準を**性能規定化**することで、事業者は、所定の安全性能を満たせば技術基準に適合していることとなるため、**設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能**となる。
- 一方で、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても、事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まることになる。
- なお、事業者が**性能規定化された技術基準を満たす目安として、当分の間、従来の「仕様規定」を省令に整合する例示基準として国が示すこととするが、その後、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として積極的に活用**していく。

## 2. JIS等公的規格の活用と整合規格の整備

- 事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取り込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進めていく。
- JIS規格は、定期的に見直しを実施しており、最新の技術等を反映して弾力的に改正されるJIS規格を積極的に採用していくことで、今後、迅速に最新の技術動向を技術基準に反映させることが可能となる。

## 3. 今後の取組について

- 技術基準省令の改正作業及び整合規格の整備  
技術基準省令の改正作業を進めるとともに、当分の間、国が示すこととなる、従来の技術基準をベースとした例示基準の整備作業を進める。
- 整合規格案の適合性を確認する体制の検討  
JIS等公的規格を活用し作成された整合規格原案を、国が確認するためのスキームについて、今後検討を行っていく。

# (参考)ガス用品の性能規定の骨子案

## 1 一般要求事項

- ①安全原則
- ②安全機能を有する設計等
- ③供用期間中における安全機能の維持
- ④使用者及び使用場所を考慮した安全設計
- ⑤耐熱性等を有する部品及び材料の使用







## 2 危険源に対する保護

- ①火災の危険源からの保護  
発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように、適切な構造の採用、難燃性の部品の使用及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。
- ②火傷の防止  
通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とはならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。
- ③機械的危険源による危害の防止
- ④使用方法を考慮した安全設計  
当該ガス用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。
- ⑤始動、再始動及び停止による危害の防止
- ⑥異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止  
通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。
- ⑦感電に対する保護
- ⑧絶縁性能の保持

## 3 表示

- ①安全上必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。
- ②個別の表示

# (参考) 電気用品、ガス用品の性能規定化スケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
<b>電気用品</b>							
	技術基準を解釈 通達へ移行		解釈通達において整合規格の整備を進める				
							
			従来の技術基準をベースとしたもの		JIS等公的規格を整合規格として活用		
<b>ガス用品</b>							
			技術基準を解釈 通達へ移行	解釈通達において整合規格の整備を進める			
							
			従来の技術基準をベースとしたもの		JIS等公的規格を整合規格として活用		

# (参考) 整合規格のJIS化等の作業スケジュール

品目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
瞬間湯沸器		J I S 改正作業			整合規格化作業
バーナー付き ふろがま		J I S 改正作業			整合規格化作業
ガスこんろ (家庭用)		J I S 改正作業			整合規格化作業
ガスこんろ (業務用)		J I S 改正作業			整合規格化作業
カートリッジ ガスこんろ	J I S 改正作業		整合規格化作業		
ストーブ (ガスストーブ)		J I S 改正作業			整合規格化作業
ストーブ (組込型)	J I S 改正作業		整合規格化作業		
圧力調整器	J I S 改正作業			整合規格化作業	
高圧ホース 低圧ホース	J I S 改正作業			整合規格化作業	
耐震自動遮断器	J I S 改正作業			整合規格化作業	
ガス栓		J I S 改正作業			整合規格化作業
警報器	K H K S 改正作業	整合規格化作業			

※上記以外の品目についてはJIS化の可否も含めて検討中

# 電気用品の整合規格の整備状況

- 電気用品安全法は、平成26年1月1日に技術基準省令の性能規定化を実施済。
- 平成26年10月及び平成27年の電気用品整合規格検討WGにおいて、新たに14規格について審議、整合規格への採用を確認(累計38規格について確認済)。

## 平成26年12月12日公表分

	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60127-1(H26)	JIS C 6575-1(2009) + 追補1(2013)	IEC 60127-1 第2版(2006) + Amd.1(2011)	ミニチュアヒューズー第1部:ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	J60127-1(H22)	JIS C 6575-1(2009)
2	J60127-2(H26)	JIS C 6575-2(2005) + 追補1(2013)	IEC 60127-2 第2版(2003) + Amd.1(2003) + Amd.2(2010)	"ー第2部:管形ヒューズリンク	J60127-2(H20)	JIS C 6575-2(2005)
3	J60598-2-14(H26)	JIS C 8105-2-14(2013)	IEC 60598-2-14 第1版(2009)	照明器具ー第2-14部:管形冷陰極放電ランプ(ネオン管を含む)用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項	—	—
4	J60691(H26)	JIS C 6691(2009) + 追補1(2013)	IEC 60691 第3版(2002) + Amd.1(2006) + Amd.2(2010)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	J60691(H22)	JIS C 6691(2009)
5	J61184(H26)	JIS C 8122(2012)	IEC 61184 第3版(2008)	差込みランプソケット	J61184(H20)	JIS C 8122(2006)

## 平成27年4月20日審議分(6月上旬に公表予定)

1	J60598-2-2(H27)	JIS C 8105-2-2(2014)	IEC 60598-2-2 第3版(2011)	照明器具ー第2-2部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-2(H23)	JIS C 8105-2-2(2003) + 追補1(2010)
2	J60598-2-8(H27)	JIS C 8105-2-8(2014)	IEC 60598-2-8 第3版(2013)	"ー第2-8部:ハンドランプに関する安全性要求事項	J60598-2-8(H14)	別紙124
3	J60598-2-12(H27)	JIS C 8105-2-12(2014)	IEC 60598-2-12 第2版(2013)	"ー第2-12部:電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	J60598-2-12(H23)	JIS C 8105-2-12(2009)
4	J60598-2-13(H27)	JIS C 8105-2-13(2009) + 追補1(2014)	IEC 60598-2-13 第1版(2006) + Amd.1(2011)	"ー第2-13部:地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-13(H23)	JIS C 8105-2-13(2009)
5	J60598-2-22(H27)	JIS C 8105-2-22(2014)	IEC 60598-2-22 第4版(2014)	"ー第2-22部:非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-22(H14)	別紙129
6	J60950-1(H27)	JIS C 6950-1(2012) + 追補1(2014)	IEC 60950-1 第2版(2005) + Amd.1(2009)	情報技術機器ー安全性ー第1部:一般要求事項	J60950-1(H26)	JIS C 6950-1(2012)
7	J61558-2-3(H27)	JIS C 61558-2-3(2014)	IEC 61558-2-3 第2版(2010)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー第2-3部:ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	J61558-2-3(H21)	JIS C 61558-2-3(2008)
8	J61558-2-5(H27)	JIS C 61558-2-5(2014)	IEC 61558-2-5 第2版(2010)	"ー第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	J61558-2-5(H21)	JIS C 61558-2-5(2008)
9	J61558-2-8(H27)	JIS C 61558-2-8(2014)	IEC 61558-2-8 第2版(2010)	"ー第2-8部:ペル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	J61558-2-8(H21)	JIS C 61558-2-8(2008)